

2022年1月20日

株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター

代表取締役社長 陣 隆浩

問合せ先： 管理部 03-5339-0960

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全化、透明性及びコンプライアンスを高めて社会的信頼に応えていくことが、持続的な成長には不可欠であると考えております。その結果が、企業価値を向上させ、株主や債権者、従業員など企業を取り巻くさまざまなステークホルダーへの利益還元につながるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
陣 隆浩	12,600	52.50
株式会社 JINX	6,000	25.00
Z ホールディングス株式会社	1,200	5.00
森山 一郎	1,100	4.58
株式会社 GA technologies	800	3.33
伊藤 修一	780	3.25
アットホームホールディングス株式会社	600	2.50
大寺 利幸	400	1.67
島田 佳明	300	1.25
米光 清史	120	0.50

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

支配株主（親会社を除く）名	陣 隆浩
---------------	------

親会社名	なし
------	----

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 マザーズ
決算期	2月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主との取引は、原則として行わない方針であり、2021年11月11日現在において取引を行っておりません。万が一、当社が支配株主との取引等を行う際は、当社及び少数株主に不利益となることがないよう法令・規程を遵守し、取締役会での承認を経たうえで一般の取引と同様の適正条件で行うことといたします。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
三木 聰	他の会社の出身者										
齊藤 悟志	公認会計士										

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三木 聰	○	該当事項はありません。	長年に亘り上場企業の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般の適切な助言をしていただける人物であり、当社のガバナンス強化に資するものと考え、選任しております。なお、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
齊藤 悟志	○	該当事項はありません。	公認会計士の資格を有しており、経営、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、独立かつ客観的な経営の監督を行っていただけるものと判断して選任しております。同氏は、当社の新株予約権 78 個 (7,800 株相当) を所有しております。なお、当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			なし			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	—

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			なし			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	—

補足説明

任意の指名報酬委員会の設置を検討しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	上限の定めはない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査担当による内部監査、会計監査人による会計監査を基本としております。監査役と内部監査担当は適宜ミーティングを実施し、内部監査の結果を監査役へ報告する体制をとっており、適切な監査の実施に努めております。また、監査役、内部監査担当及び会計監査人は定期的な連絡会として三様監査会議を設けて連携と情報共有を深め、実効的かつ効率的な監査が行えるようにしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
伊藤 修一	他の会社の出身者												
呉田 将史	公認会計士									△			
中澤 礼	弁護士												

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
伊藤 修一	○	該当事項はありません。	長年に渡り、事業会社において取締役として業務執行においても経営視点での豊富な実務経験を有しており、客観的・中立的な監査業務が期待されることから選任しております。同氏は、当社の株式 78,000 株を所有しております。なお、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。東京証券取引所の定める独立基準に照らして一般株主との利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
呉田 将史	○	社外監査役の呉田将史氏は、同氏が代表者で	公認会計士の資格を有しており、また証券会社及びコンサルタントとしての豊富な実務経験によ

		ある吳田公認会計士事務所及びKAコンサルティング株式会社とコンサルティング契約を締結していた実績がございます。	り当社の経営管理体制の一層の充実に寄与することが期待されると判断し選任しております。同氏は、当社の新株予約権 25 個 (2,500 株相当) を所有しております。なお、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。東京証券取引所の定める独立基準に照らして一般株主との利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
中澤 礼	○	該当事項はありません。	弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから選任しております。なお、当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。東京証券取引所の定める独立基準に照らして一般株主との利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
その他独立役員に関する事項	
独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	
当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。	

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員
該当項目に関する補足説明	
社内取締役及び従業員に対しては中長期的な株主価値の向上への意識を高めることを目的として、社外取締役に対しては株主利益を重視した経営を行っていただくことを目的としております。また、社外監査役に対しては株主利益の観点から監査役に求められる適切な監査を実効性高く実施していくことを目的としております。	

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしておりません。
------	------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決定された範囲内で、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは管理部にて行っております。 取締役会の資料は、原則として管理部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名をもって構成し、業務執行状況の監督及び経営上の重要事項についての意思決定機関として原則月1回開催するほか、迅速な意思決定のため必要に応じて臨時取締役会を開催します。

(監査役及び監査役会)

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名（すべて社外監査役）をもって構成されております。監査役会は毎月1回の定期監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催します。監査役は、取締役会及び社内の重要会議に出席し、取締役の業務執行及び全社的なコンプライアンス状況を監視しております。

(内部監査)

当社の内部監査は、代表取締役社長から命を受けた内部監査担当が独立した組織の位置づけにより各組織の内部監査を行っております。内部監査担当は、監査役及び会計監査人との連携のもと内部統制の状況等について監査し、その結果及び改善点を代表取締役社長に報告するとともに、改善状況を確認いたします。

(リスク・コンプライアンス管理委員会)

リスク・コンプライアンス管理委員会は、代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役、本部長、情報システム部長、管理部長、情報セキュリティ事務局長及び内部監査担当を委員として構成され当社におけるコンプライアンスの方針、体制、運営方法を定め、リスクマネジメント及びコンプライアンスに係る重要事項の調査や従業員への周知方法の検討などを審議するため定期委員会を四半期に1回開催しております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、非業務執行取締役及び社外監査役は会社法425条第1項に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスの向上のためには、外部からの客観的及び中立的な経営監視機能が重要と考えており、取締役 5 名のうち独立性の高い社外取締役 2 名を選任し、独立性の高い社外監査役 3 名で構成する監査役会を設置しております。また、社外役員と日常的に業務監査等を行う内部監査担当とが連携して監督・監査の有効性を高め、もってガバナンス体制が有効に機能するとの判断により、現状の体制を採用しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組んで参ります。
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主の皆様にご出席いただくため、集中日を避けた日程で開催するよう努めて参ります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討していく予定であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討していく予定であります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では具体的な検討は行っておりませんが、

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャー・ポリシーの作成・公表	情報開示方針を策定し、当社ホームページに掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの決算説明会を開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催することを予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上場後の海外投資家の比率を鑑み、海外投資家向けの説明会に関しては開催を検討して参ります。	あり／なし
IR 資料をホームページ掲載	当社コーポレートサイトにて「IR 情報」として開示していく予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役コーポレート本部長河村隆博を責任者として、コーポレート本部管理部が当社 IR 担当となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	全社的な適時開示体制及びインサイダー取引の防止体制を規定し、ステークホルダーからの社会的信用が得られるよう取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーの皆様に対し、当社の情報を公平かつ適時、迅速に当社ホームページ及び決算説明会等を通じて提供して参ります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定し、継続的に見直しを行い実効性の確保に努めています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、全社的な内部統制システムの整備に関する基本方針を決定及び適切に運用し、それに従い職務執行しているかを監督します。

(2) 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認します。

(3) 内部通報規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置するとともに、通報者等の保護を徹底します。

(4) 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目とおせる状態にします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報又は文書は、社内規程に基づき適切に保存及び管理します。

(2) 情報の管理については、情報セキュリティマネジメントシステム及び個人情報保護マネジメントシステムの規格に基づき適切に管理します。

(3) 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 「リスク・コンプライアンス 規程」に必要な条項を定め、リスク管理体制を構築・整備・運用します。万一重大な事案が発生した場合は、損失又は不利益を最小化するため適切な措置を講じます。

(2) 内部監査担当は、各部署のリスク管理の状況が適切であるかを隨時モニタリング及びレビューし、代表取締役に報告します。

4. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び執行役員の担当業務及び職務権限を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保し、チェック機能の強化と業務執行の効率化を図ります。

(2) 取締役会において、中期経営計画及び年度予算を策定し、各部署において達成すべき目標を明確化するとともに、経営環境の変化に機敏に対応しつつ連携を保つため、必要な情報を全社的に共有する環境を整備します。

(3) 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役並びに執行役員の業務執行状況の監督を行います。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項

(1) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議し当該使用人を配置します。

(2) 補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮及び評価権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

6. 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとします補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとします。

(2) 当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立とし、取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を、取締役及び使用人に周知徹底します。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて適時・適切に監査役又は監査役会と情報を共有します。

(2) 重要な稟議書は監査役が閲覧可能な状態となるよう情報共有を行います。

(3) 監査役への報告を行った者に対し、報告したことを理由とする一切の不利な扱いを禁止します。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、監査役監査基準に基づき精算処理を行います。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会に出席し、業務の執行状況を常に把握できる体制とします。

(2) 内部監査担当及び監査法人との定期的な連絡会として三様監査会議を設けて連携と情報共有を深め、実効的かつ効率的な監査が行えるようにします。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進します

(2) 内部統制が有効に機能する体制構築を進め、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理します。

(3) 金融商品取引法等の関連法令との適合性を十分考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制」を以下のとおり定め、当社ホームページ上で公開するとともに、社内研修等を通して当社役職員に対して周知徹底に努めております。

①社会秩序や企業の健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力との取引その他一切の関係を遮断し、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織全体として毅然とした姿勢で臨む体制を整備します。

②反社会的勢力に対する基本方針を以下のとおり定め、これを遵守します。

a. 反社会的勢力とは、取引その他一切の関係を遮断します。

b. 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。

c. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から弁護士等外部専門機関との連携を図ります。

d. 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然とした法的対応を行います。

e. いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引や、反社会的勢力への資金提供は行いません。

また、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、コーポレート本部管理部を主管部門とした体制を整備するとともに、「反社会的勢力調査マニュアル」を制定し、反社会的勢力の調査を徹底することで、反社会的勢力との関わりを未然に防止しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

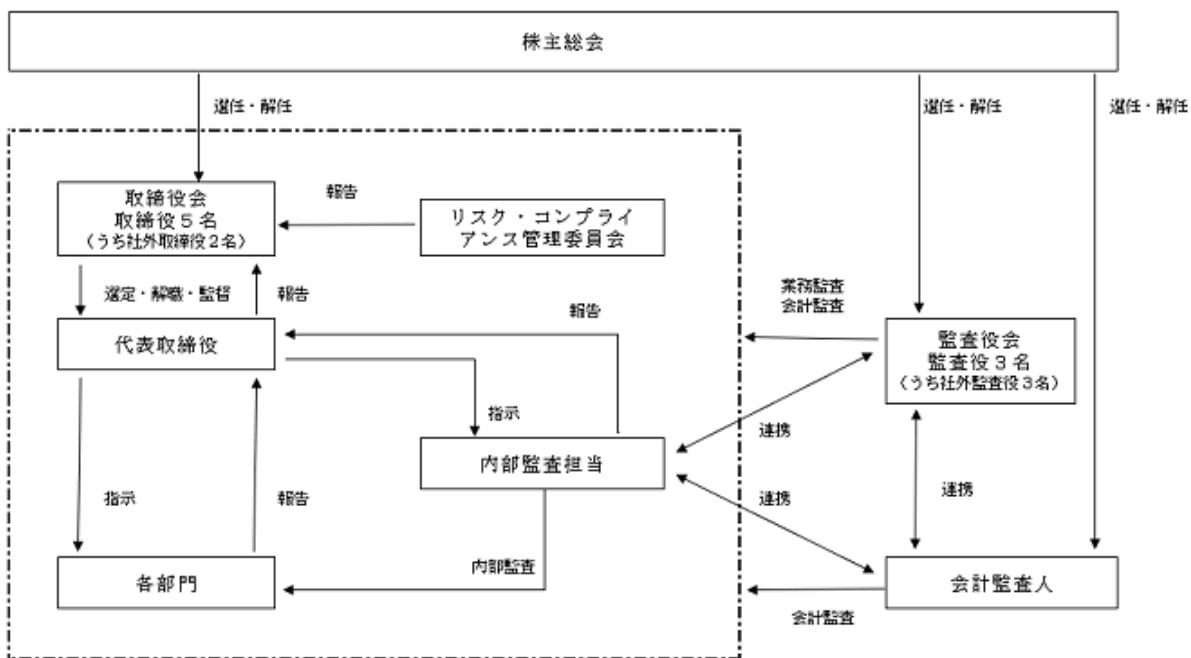
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

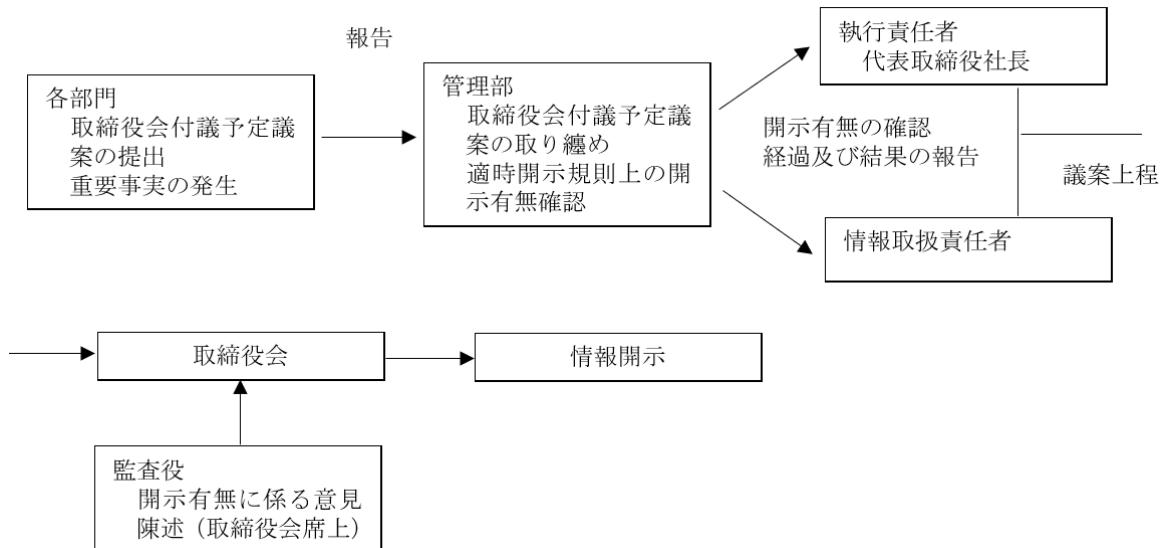
—

【模式図(参考資料)】

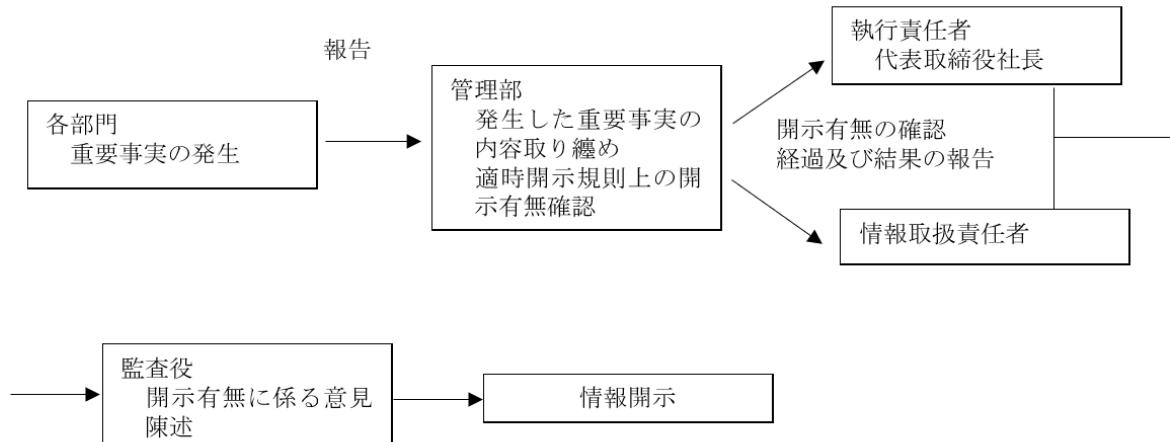


【適時開示体制の概要（模式図）】

決定事実・決算情報



発生事実



以上